

(別表2)

持続可能な畜産経営推進事業「経営継続支援メニュー」

1 事業実施主体（対象事業者）

県内事業者のうち、次のいずれかに該当する者

(1) 長野県内に農場を有する下記のいずれかの者

- ・ 1年間における畜産物の総販売額が50万円以上の畜産経営体
- ・ 畜産経営で認定を受けた認定就農者、または認定新規就農者

(2) 畜産クラスター計画に位置付けられた飼料生産組織（TMRセンターを含む）

前項にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

2 補助対象

(1) 取組内容

経営を継続するために行う以下の取組（新たな取組）

- ・ 暑熱対策設備（細霧冷房や送風機等）の導入
- ・ 省エネルギー対策設備（冷蔵、冷凍設備等）の導入
- ・ 生産性向上に資する機械、設備等の導入
- ・ 草地の改良、食害防止、放牧、国産飼料の利用拡大に係る取組
- ・ 高能力種畜の導入
- ・ 畜産コンサルタントの導入
- ・ 自ら生産した畜産物の販売促進に係る取組

(2) 対象経費

費目	内容	留意事項
資材費	以下の資材の購入に係る費用 ・ 家畜の飼養環境改善に必要な資材 ・ 生産性向上に必要な資材 ・ 国産飼料の生産、利用拡大に必要な資材	・ 消耗品は対象外とする ・ 畜舎の軽微な修繕に係る資材は対象外とする ・ 中古の資材を使用する場合は導入時において、法定耐用年数が2年以上であることがわかるものに限る
改修費	重点支援メニューで対象にならない改修費	畜舎の軽微な修繕は対

		象外とする
機械設備費	以下の導入に係る費用(別添対象機械器具一覧参照) <ul style="list-style-type: none"> ・家畜の飼養環境改善に必要な機械および設備 ・生産性向上に必要な機械および設備 ・国産飼料の生産、利用拡大に必要な機械および設備 ・作業の効率化に必要な機械および設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・単純更新は対象外とする ・汎用性の高い物品(軽トラ等)の購入は補助対象外とする ・中古品を導入する場合は、導入時において、法定耐用年数が2年以上であることがわかるものに限る。
委託・役務費	コンサル代、牛群検定等に係る費用等	
使用料・貸借料	以下の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・機械のレンタルに係る経費 ・商談会等の出展に係る備品レンタル費用 	複数年のリース料は対象外とする
諸経費	商談会出展費用、研修会参加費、認証認定手数料等	通信交通費は対象外とする
家畜導入費	以下の家畜の導入に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・乳用雌牛(本牛が登録のある初妊牛。胎児がホルスタインでない場合は、2産目に必ずホルスタインの性判別精液で受胎すること。評価年度時(事業実施の翌々年度)に報告を求める)) ・肉用繁殖牛(期待育種価またはゲノミック評価について、枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、その他家畜改良上重要な形質(脂肪交雑は除く)のうち、いずれか2つ以上が上位1/2以上であること) ・繁殖用母豚(*多産系) ・牛についてはヨーネ病抗原検査で陰性を確認されたものに限る ・豚についてはオーエスキー病、PRRS、PCV2が陰性であることが確認されたものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・多産系の種雌豚の導入の場合、多産系であることを示すカタログ等を添付する ・せりの場合購入金額が分かる資料を添付する ・相対取引の場合は金額の根拠を示した資料を添付する ・家畜の購入費以外は対象外とする

3 補助率

1 対象事業者あたり

- ・事業費 300 万円まで 補助対象経費の 4 分の 3 以内
- ・事業費 300 万円を超える部分 補助対象経費の 2 分の 1 以内

4 補助額

下限 10 万円～上限 500 万円